

令和4年7月28日
子ども・若者部
児童相談支援課

児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する取組みについて

1 主旨

児童養護施設や里親のもとで暮らしている子どもや一時保護された子ども等に係る意見表明支援等の仕組みの検討及び児童相談所第三者評価受審など、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する今後の取組みについて報告する。

2 児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討について

(1) 経緯

- ・ 児童福祉法第1条では、子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けており、子どもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされているところである。また、子どもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、市民、国や地方公共団体といった社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められる。このため、同法第2条では、このことを全ての国民の努力義務として規定しているところである。
- ・ 令和4年2月に社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会が取りまとめた報告書では、上記の主旨を踏まえ、特に児童相談所等が行政処分（一時保護、施設の入所措置等）を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、制度の見直しを行う必要があると示されているところである。
- ・ これらを踏まえ、令和4年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立したところであり、令和6年4月より施行されることとなった。
- ・ 区は、子ども条例の制定や子どもの人権擁護機関である「せたがやホッと子どもサポート」（以下「せたホッと」という。）の設置など、子どもの権利擁護に全国に先駆けて取り組んできた。特別区で初となる児童相談所を設置した自治体として、今回の法改正への対応についても積極的に取り組んでいく必要がある。以上のことから、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討を進めていく。

(2) 改正法の概要（別紙1、別紙2参照）

子どもの権利擁護に係る環境整備（改正児童福祉法第11条）

都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等(改正児童福祉法第33条の3の3) 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等に意見聴取等を実施することとする。

意見表明等支援事業の体制整備(改正児童福祉法第6条の3、第33条の6の2) 都道府県等は、子どもの意見表明等を支援するための事業(意見表明等支援事業)を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

意見表明等支援事業

児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象とし、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

上記いずれも「都道府県知事」及び「都道府県」と記載されている箇所は、「世田谷区長」及び「世田谷区」と読み替える。

(3) 検討体制

改正法への対応を検討するにあたっては、専門的かつ広範的な見地から検討する必要があることから、児童福祉審議会の下に臨時部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)を設置して、検討を行う。

臨時部会の構成

委員は7名とし、学識経験者や弁護士などで構成する。

<参考 部会構成員>

(五十音順、敬称略)

	所属・役職	氏名
1	弁護士	池田 清貴
2	東洋英和女学院大学 名誉教授	石渡 和実
3	日本女子大学 名誉教授	鵜養 美昭
4	NPO 法人東京養育家庭の会 理事長	能登 和子
5	児童養護施設東京家庭学校 校長	松田 雄年
6	NPO 法人子どもアドボカシーをすすめる会 TOKYO 代表	森 時尾
7	NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長	吉田 恒雄

開催回数(予定)

今年度中に4回程度開催する。

その他

検討にあたっては、社会的養護当事者、子どもの権利擁護活動を担っている既存事業であるせたホッと・一時保護所第三者委員に対して、臨時部会の中でヒアリング等を実施し、意見を得ることを想定している。

(4) スケジュール(予定)

令和4年 8月～12月	児童福祉審議会臨時部会の開催
令和5年 1月	児童福祉審議会本委員会(検討結果の報告)
令和5年 2月	福祉保健常任委員会(検討結果の報告)
令和5年度以降	報告内容を踏まえた取組みの実施に向けた検討
令和6年 4月	改正法施行

3 児童相談所第三者評価の受審について

(1) 経緯

- ・ 児童相談所設置自治体は、児童相談所の「業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない」とされている。(児童福祉法第12条第6項)
- ・ 児童相談所業務の質の評価の仕組みについては、関係閣僚会議において決定された「児童虐待対策の抜本的強化について」の中においても「第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする」とされており、第三者による評価の実施が求められているところである。
- ・ このことを踏まえ、区としては児童相談所業務の質の向上を図るため、第三者による評価を受審することとする。

(2) 児童相談所第三者評価の概要

実施体制

児童相談所第三者評価を実施できる評価機関への外部委託により実施する。

評価内容

児童相談所における子どもの権利擁護、組織体制、虐待相談対応及びその進行管理、子ども及び保護者への支援、社会的養育の推進、関係機関との連携等について評価を行う。

評価員

児童相談所第三者評価の評価員としての経験がある者、児童相談所長など児童相談所での実務経験がある者、児童福祉分野に精通している弁護士等から4名以上で構成する。

評価方法

児童相談所による自己評価、関係機関、里親、措置児童等へのアンケート又はヒアリング、現地調査等及びこれらを踏まえた総合評価により行う。

結果の公表

評価結果を報告書としてまとめ、公表する。

(3) 経費

【歳出】

委託料 880千円

【歳入】

国庫補助 440千円 (児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 補助率 1/2)

(4) その他

今年度の児童相談所第三者評価から得られた改善点等については確実に対応するとともに、令和5年度以降も児童相談所第三者評価を定期的実施していく。今後の受審頻度については、今年度の実施状況と「3年に1回のサイクルでの定期的な実施が望ましい」としている国のガイドラインの考え方を踏まえ検討していく。

第三者評価は、「評価の実施」「改善の取り組み」「改善した結果についての確認・評価」というプロセスが必要となり、改善の取り組みとその効果が確認できる状況になるまでには一定の期間を要することから、3年に1回のサイクルでの定期的な実施が望ましいと考えられる。(児童相談所における第三者評価ガイドライン(案))

(5) スケジュール(予定)

- ~令和4年10月 児童相談所による自己評価、措置児童へのアンケート調査等
- 11月 現地調査
- ~令和5年 3月 評価結果報告書受領
- 5月 福祉保健常任委員会(評価結果の報告)

都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等()による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等()に意見聴取等を実施

措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業(都道府県等の事業 都道府県、政令市、児相設置市)>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

改正児童福祉法抜粋（臨時部会所掌事項に係る主な部分）（令和6年4月1日施行）

〔事業〕

第六条の三

この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

〔都道府県が行う業務〕

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。（略）

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

（略）

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

〔意見聴取等措置〕

第三十三条の三の三 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

- 一 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合
- 四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

〔児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するための事業実施の措置〕

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。